

横浜市港北区地域子育て支援拠点事業における協働協定書



横浜市港北区（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 びーのびーの（以下「乙」という。）とは、横浜市港北区地域子育て支援拠点事業（以下「拠点事業」という。）の実施に当たって、次のとおり協働の協定を締結する。

（前文）

地域子育て支援拠点事業は、平成14年度から横浜市が推進してきた親と子のつどいの広場事業などの成果を踏まえ、各地域で広がってきた子育て支援の芽を抜本的に支援するため、子育て支援拠点の必要性が高まり、平成17年度の横浜市次世代育成支援行動計画「かがやけ横浜子どもプラン前期計画」に第一義的に実現することとして、1区内に1か所の整備目標を掲げたものである。

この地域子育て支援拠点事業を協働事業と位置づけ、実施するために「横浜市における市民活動との協働に関する基本方針（横浜コード）」の協働の原則、すなわち（1）対等の原則（2）自主性尊重の原則、（3）自立化の原則、（4）相互理解の原則、（5）目的共有の原則、（6）公開の原則に従って、事業実施するものとし、甲及び乙は、これらの原則を尊重するものとする。

（目的）

第1条 この協定及び第3条の2に規定する「横浜市港北区地域子育て支援拠点事業委託契約」は、港北区民が安心して子どもを生み育て、子育てに喜びを感じることができる社会環境を形成し、子育てを地域全体で支援する地域力の創出に寄与するために、甲及び乙のこれまでの実践の成果を港北区民が広く享受できるよう、拠点事業を行うことを目的とする。

2 この協定は、拠点事業の実施に当たって、甲と乙双方が互いに理解・尊重し、対等な関係のもとに協働により進めていくために必要な事項を定めるものとする。

（拠点業務の目的等の共有）

第2条 前条第1項の目的及び別表1に掲げる目指す拠点の姿を共有するものとする。

（役割分担等）

第3条 甲及び乙は、協働して前条に掲げる目的等を達成するために、別表1のとおり役割分担し、行動計画、達成目標を定めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の役割分担等に基づき、各自の行動計画を誠実に履行するよう、努力しなければならない。

3 第1項の役割分担等については、必要に応じて甲乙協議の上、見直しを行うことができるものとする。

（経費分担）

第3条の2 前条に定める乙の役割については、別途「横浜市港北区地域子育て支援拠点事業委託契約」（以下、単に「契約」という。）を締結して甲が乙に委託するものとし、甲は契約に定める委託料を負担する。

- 2 甲は、契約及びその他の法令に基づき、委託料を適正に支払うものとする。
- 3 乙は、契約及びその他の法令に基づき、委託料を適正に執行し、その結果について甲の検査を受けるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。

（実施結果の振り返り）

第5条 甲及び乙は、本協定の有効期間の終了に当たり、第3条において定めた役割分担等について実施結果を振り返るものとする。

- 2 前項に定める振り返りは、別表1に定める振り返りの視点に沿って、甲乙が対等の立場で行い、その方法等については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

（公開の原則）

第6条 「横浜市協働推進の基本指針」に基づき、拠点業務の実施結果に関する事項は公開を原則とする。

（適用規定及び疑義等の決定）

第7条 この協定及び契約書（契約書に添付する設計図書を含む。）に定めのない事項については、契約書に添付する委託契約特記事項の規定を適用する。

- 2 委託契約特記事項に定めがない事項で、この協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

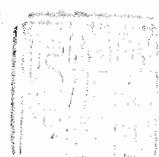
平成24年4月1日

甲 横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市契約事務受任者

横浜市港北区長 小川 浩之



乙 横浜市港北区篠原北1丁目2番18号

特定非営利活動法人 びーのびーの

理事長 奥山 千鶴子

